

改正鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例のあらまし

平成29年6月20日
危機管理政策課

1 条例改正の経緯

この度の条例改正は、昨年10月に発生した鳥取県中部地震や本年1月及び2月の豪雪の際に示された鳥取県らしい人と人との絆に基づく住民の助け合いの取組である「災害時支え愛活動」など、強化すべき施策や新たな取組を推進することを目的に行うもの。

2 条例改正のポイント

(1) 「災害時支え愛活動」の推進

【改正趣旨】

昨年10月の鳥取県中部地震の際の地域住民相互の助け合い及び本年1月、2月の豪雪時に見られた沿線住民による立ち往生ドライバーへの食事の提供などのように、鳥取県らしい地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が災害対応として有効であったことを受け、この「災害時支え愛活動」を推進する。

【改正内容】

- 「災害時支え愛活動」に関する規定を次のとおり設ける。
- ・ 防災及び危機管理を行うに当たっては、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組である「災害時支え愛活動」に積極的に取り組むこととし、基本的な考え方として加える。また、市町村は災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとし、県も市町村に対し必要な支援を行うものとする。

(2) 「支え愛避難所」への支援

【改正趣旨】

市町村の指定する避難所以外に、住民は町内会等が所有・管理している集会所等が近くて行き易く、日頃から気兼ねなく利用できることや、顔見知りが多く落ち着けるなどの理由から自主的に開設・運営されることも少なくないことから、このような避難が行われる集会所等を「支え愛避難所」として市町村は支援に努める。

【改正内容】

- 「支え愛避難所」に関する規定を次のとおり設ける。
- ・ 災害発生時に住民が自主的に設ける避難のための施設を「支え愛避難所」として位置づけ、住民は自主運営に努めるものとする。また、市町村長は、支え愛避難所の開設を確認した場合には、その安全性等を確認するとともに必要な支援を行うよう努めるものとする。

(3) 自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮

【改正趣旨】

熊本地震では避難中の体調悪化などによる「災害関連死」170人のうち、車中泊を経た後に死亡した者が少なくとも41人に上ったことや、鳥取県中部地震の際にも車中避難者を確認しており、車中避難者の健康リスクを軽減するため、市町村は避難所情報の提供や良好な環境の避難所の提供に努める。

【改正内容】

- 避難所ではなく自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮についての規定を次のとおり設ける。
- ・ 市町村長は、車中避難者等の身体的又は精神的な負担を軽減する取組に努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者の避難支援体制づくりを地域ぐるみで促進

【改正趣旨】

避難行動要支援者の支援については、平成25年の災害対策基本法の改正趣旨を踏まえ、現行条例において避難行動要支援者名簿の情報共有や支援体制の整備について規定しているところであるが、支援体制づくりを一層推進するため支援関係者間の名簿情報の共有及び個別支援計画の作成を促進するとともに、地域住民が主体となって進める「支え愛マップづくり」等の取組を推進する。

【改正内容】

- 避難行動要支援者名簿の情報共有や、避難支援体制づくりに関する以下の規定を設ける。
 - ・避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進するため、市町村長は、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に公益上の必要があると認めた場合の提供手続き等の特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。
 - ・支援関係者は支え愛マップの作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。

(5) 高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮した対策の強化

【改正趣旨】

熊本地震や鳥取県中部地震においても、高齢者、障がい者、外国人等の特に配慮を有する者（要配慮者）に対する避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備について課題があったこと等を踏まえ、要配慮者に配慮することを防災及び危機管理の基本的な考え方に盛り込む。

【改正内容】

- 要配慮者対策の強化についての規定を次のとおり設ける。
 - ・知事及び市町村長は、高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮して、避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する取組に努めることとする。

(6) 地域の防災リーダーの一層の活用

【改正趣旨】

災害時に地域の防災リーダーが十分に活動できるよう、平常時から地域の防災リーダーが地域住民への防災知識の普及、自主防災組織の育成支援などに積極的に取り組むことができる環境を整えるよう配慮する。

【改正内容】

- 地域の防災リーダーが十分に活動できる環境の整備を進める。
 - ・市町村長は、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保に加え、その者が地域の防災力を高めるために十分に活動できる環境の整備について特に配慮するものとする。

(7) 建築物の非構造部材の耐震性の確保

【改正趣旨】

東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震では、避難所に予定されていた学校の体育館や不特定多数の者が利用するホールなどで、天井材や照明器具などの構造体以外の部材（非構造部材）の落下の被害が多数発生したことから、構造体以外の部材等の耐震性の確保についても必要な措置を講じるよう努める。

【改正内容】

- 構造体以外の部材等の耐震性の確保を促進する。
 - ・知事及び市町村長は、その管理する施設のうち不特定多数の者が利用するものについて、非構造部材のうち法令上義務付けのないものの耐震性の確保及び向上について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。